

ヘリコプターテレビ電送システム可搬型受信装置等（消防ヘリコプター運航体制強化）
仕様書

京都市消防局警防部情報指令課
（担当 鍋島、五明 075-212-6720）

第1 目的

本仕様書は、本市に納入するヘリコプターテレビ電送システム可搬型受信装置等の仕様を定めるものである。

第2 品名及び数量

1	ヘリコプターテレビ電送システム可搬型受信装置	1 式
2	ヘリコプターテレビ電送システム連絡用携帯型無線装置	3 セット
3	可視カメラ（ハンディ型）	1 式
4	赤外線カメラ（ハンディ型）	1 式

第3 納期

令和9年3月31日（水）

第4 納入場所

1 納入物品

京都市伏見区横大路千両松町
京都消防ヘリポート

2 図書類

京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内2 1－3 京都市消防学校4階
京都市消防局警防部情報指令課

第5 関係法令の遵守

- 1 受注者は本仕様書に定める内容を満足するとともに、次に掲げる関係法令を遵守すること。
 - (1) 電波法
 - (2) 電気通信事業法
 - (3) 航空法
- 2 前項各号に掲げる各法は、関連する施行令、規則及び告示を含む。
- 3 受注者は、次に掲げる規格その他に準拠すること。
 - (1) JIS 規格

- (2) JEC 規格
- (3) JEM 規格
- (4) 消防庁通知「ヘリコプターテレビ電送システム用映像信号多重データ伝送標準」及び「ヘリコプターテレビ電送システムにおけるデジタル方式の共通方式」
- 4 監督官庁（総務省消防庁、総務省近畿総合通信局等）から指示、指導又は助言があった場合は、その内容に従うこと。

第6 受注者の責務

- 1 契約後速やかに納入物品の詳細仕様、納品時期等を記載した承認申請書（2部：正、副）を提出し、本市の承認を受けたのちに着手すること。（副本は受注者に返却する。）
- 2 本市の求めに応じ、逐次、報告、連絡及び協議ができる体制を敷くこと。
- 3 納入物品の国内修理体制を構築していること。
- 4 無線局の整備に当たり、必要となる電波法上の手続きについて、支援すること。
なお、免許申請に係る費用（免許申請手数料等）の負担は、受注者の責務に含まない。
- 5 他者の権利を侵害しないよう細心の注意を払うこと。（著作権法、特許法、実用新案法等）
- 6 本市から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。履行後においても遵守すること。ただし、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7 仕様変更等

- 1 契約後、本市の都合又は監督官庁の指導により仕様を変更する場合は、本市は受注者と協議のうえ変更ができるものとする。
- 2 前項の変更に伴う金額の増減については、本市は受注者と協議のうえ定めるものとする。ただし、軽微な変更に伴う金額の増減は行わないこと。
- 3 受注者の都合により仕様を変更する場合は、変更後の仕様が同等以上と認められ、かつ、変更の内容及び理由がやむを得ないものと認められた場合に限り本市が承認する。

第8 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合、本市は受注者と協議のうえ定めるものとする。

第9 機器仕様

- 1 ヘリコプターテレビ電送システム可搬型受信装置
 - (1) 構成（1式あたり）
 - ア 受信装置 : 本体（アンテナ部含む.）、デジタル4ch、アナログ4ch
 - イ モニタ : 本体部との一体型・分離型は問わない。

- ウ 三脚
- エ 各ケーブル
- オ バッテリー : Li-ion 式 / 3 個
- カ 充電器
- キ 取扱説明書

(2) 付属品 (受信装置 1 式あたり)

- ア インバーター発電機 : 900VA、ガソリン仕様
- イ 電源用コードリール : 20m 巻、屋外型
- ウ 映像用出力ケーブル : RCA 端子、BNC 端子及び HDMI 端子に出力できるもの (変換コネクタでの対応可。)、30m、リール付き
- エ 映像モニター : 13~19 インチ、マルチ入力、自立式、保護ケース付き
- オ クイックテント : 3m×3m、アルミ製骨組みの一体型、対空表示あり

(3) その他

- ア 「可搬型」とは手動でアンテナ方向を調整する受信装置を指し、自動追尾機能は求めない。
- イ 受信装置の電源は、バッテリー運用のほか、AC 電源の接続供給により運用ができること。
- ウ 受信装置は、搬送に適したキャリングケースに収納すること。キャリングケースに収納状態で、20kg 以内とすること。1 つのケースに収納できない場合は、別収納も可とする。
- エ 取扱説明書には、提出図書の運用マニュアルとは別に、接続手順や接続方法を写真等で簡易に図解した資料 (A4 版ラミネート加工) を付属すること。
- オ クイックテントの対空文字表示は「京都市消防局」とする。

2 ヘリコプターテレビ電送システム連絡用携帯型無線装置

(1) 周波数帯

ヘリコプターテレビ電送システム連絡無線用各周波数 4 波

(2) 規格

- ア 電波法令に定める技術基準適合の認定を受けているもの
- イ 電波法令に定める新スプリアス規格に適合のもの
- ウ 無線装置本体にスピーカーマイク、バッテリー及びアンテナを装着状態で、防塵・防水性能が IP67 以上であること。

(3) 出力

5W (ただし、監督官庁から指示された出力に設定すること。)

(4) 構成 (1 式あたり)

- ア 携帯型連絡無線装置 : 本体
- イ スピーカーマイク

- ウ バッテリー : Li-ion 式 / 2 個
- エ アンテナ : 2 本
- オ ベルトクリップ : 無線装置本体及びスピーカーマイクに付属すること。
- カ ショルダーベルト
- キ イヤホン
- ク 充電器
- ケ 取扱説明書

3 可視カメラ (ハンディ型)

- (1) 有効画素数 (動画時)
200 万画素以上
- (2) ズーム
光学 30 倍以上
- (3) 手ぶれ補正
有
- (4) 内蔵メモリ
1 6 G B 以上
- (5) サイズ (撮影時)
重量 : 5 0 0 g 以下、大きさ : 6 5 mm 以下 × 1 3 0 mm 以下 × 7 0 mm 以下
- (6) 付属品
バッテリーパック : 2 個 (Li-ion 式)、充電器、肩掛けベルト、キャリングバッグ
- (7) 入出力
ア 映像出力は、登録番号 JA911A 及び JA02FD に搭載している既設機外カメラとの
接続換えにより既存設備に接続し、映像伝送できる構造であること。変換ケーブル
もしくは変換コネクタが必要な場合は準備すること。
イ 接続換えは乗務員室で行えること。

4 赤外線カメラ (ハンディ型)

- (1) 検出器
2 次元非冷却センサ (マイクロボロメータ)
- (2) 測定波長
8 ~ 1 4 μ m
- (3) 測定温度範囲
- 4 0 °C ~ 6 5 0 °C
- (4) 温度分解能
0.025 °C at 30 °C (S/N 改善時)
- (5) 検出器画素数
6 4 0 (H) × 4 8 0 (V) 画素

- (6) フォーカス
オート/マニュアル
- (7) 可視画像表示
CMOS 500万画素
- (8) 可視画像合成表示
並列、FUSION（透過合成可能）、ピクチャインピクチャ（透過合成可能）
- (9) 表示機能
1～8倍連続デジタルズーム（表示位置スクロール機能付き）、グリッド表示
- (10) 画質改善
デノイズ、アベレージング（残像除去機能付）、エッジ強調
- (11) ポイント温度測定
可動点×10、温度サーチ（最高×1、最低×1）、2点間温度差
- (12) ラインプロファイル
水平／垂直／水平＋垂直
- (13) 記録媒体
SDカード、SDHC対応
- (14) データ形式
静止画：温度データ付JPEG、14bit（可視画像同時記録）
動画：SVXファイル
- (15) 外部インタフェース
USB2.0：USB2.0マスタストレージ、動画転送
ビデオ出力：NTSC／PAL切替、RCAコネクタ
- (16) 表示装置
3.5型カラー液晶モニタ（チルト機構、輝度調整付）
カラー液晶ビューファインダ（チルト機構付）
- (17) 耐環境性
動作環境温度／湿度：－15℃～50℃、90%RH（結露しないこと）
振動、衝撃：29.4m/sec²（3G）
294m/sec²（30G）
EMC：CE適合規格（クラスA）
防塵・防沫構造：保護等級IP54相当
- (18) バッテリ駆動時間
2.5時間
- (19) AC電源
AC100V～220V、50／60Hz
- (20) 外形寸法

130mm (H) 以下×110mm (W) 以下、×195mm (D) 以下

(21) 質量

1. 3kg 以下 (バッテリー含む。)

(22) 付属品

2倍望遠レンズ (測定視野角16° (H) ×12° (V))、バッテリーパック (2個、Li-ion 式)、充電器、肩掛けベルト、キャリングバッグ

(23) 入出力

ア 映像出力は、登録番号 JA911A 及び JA02FD に搭載している既設機外カメラとの接続換えにより既存設備に接続し、映像伝送できる構造であること。変換ケーブルもしくは変換コネクタが必要な場合は準備すること。

イ 接続換えは乗務員室で行えること。

第 10 提出図書

下記の成果物を収めること。

- 1 完成図書 2部
- 2 運用マニュアル 2部

また、上記図書について紙媒体及び電子媒体 (CD-R 等) で2部ずつ納入すること。

なお、電子媒体の納品については、Microsoft Windows で読込可能な形式で納品すること。また、ファイルは Microsoft Office の docx 拡張子、xlsx 拡張子又は pptx 拡張子のファイル形式で作成すること。ただし、左記ファイル形式で納品が困難な場合は、発注者と事前に協議のうえ、PDF (Portable Document Format) ファイル形式で作成すること。

第 11 検査の実施

1 検査時期

物品の納入時に検査を実施する。受注者は、同検査に立ち会うこと。

2 検査内容

員数検査、外観検査及び通信試験

3 書類検査

第 10 に記載の提出図書全般

第 12 契約不適合責任

- 1 本市は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるときは、受注者に対してその不適合の修正等の履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、本市に不相当な負

担を課するものではないときは、受注者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 本市は、当該契約不適合により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 本市は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第10条第1項に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 本市が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、本仕様書の納期から2年以内に本市から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、履行完了時点において受注者が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 上記1から3までは、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。